平成２８年○○月○○日
従業員各位

**年末調整のご案内**

今年も年末調整の時期が近づいてきました。以下書類を配布いたします。記入・証明書等を添付の上、提出をしてください。提出期限は**平成２８年○○月○○日（○）**までにお願い致します。必要書類については下記の注意事項をよく読んで、記入漏れ等がないように確認をお願いいたします。なお、医療費控除を受ける方や年金受給者はご自身での確定申告が必要です。

# **１．◆平成28年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書◆**

◇　申告済の内容を確認し、平成28年12月31日現在で変更になる箇所を赤字で訂正してください。

◇　今年中に亡くなられたご家族は、扶養控除の対象となります。

◇　住所は住民税納付市町村となるので住民票登録のある住所かどうか確認してください。

◇　今年中途入社した前職のある方は、以前の職場から源泉徴収票を取りよせて添付してください。

# **２．◆平成29年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書◆**

◇　控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合は、「非居住者である親族」欄に○をつけ、「生計を一つにする事実」欄に送金額等を記載してください。

◇　「配偶者の有無」は控除対象配偶者ではなく、単に配偶者の有無です。

◇　「A 控除対象配偶者」　内縁関係は認められません

・配偶者の平成29年中の所得の見込額を忘れずに記入してください。

・給与収入が103万以下の配偶者が対象となります（配特控除を受ける方は記入しません）。

◇　「B 扶養親族」　について

・平成1４年1月1日以前生まれの扶養親族を記載します。

・平成１４年1月2日以後生まれの扶養親族は下の「住民税に関する事項」に記載してください。

・老年者（年齢70歳以上　昭和23年1月1日以前に生まれた人）は、同居の場合、同居老親等になりますので○印を忘れずにつけてください。

・特定扶養親族は、平成　7年1月2日～平成1１年1月1日までの間に生まれた人が該当。

☆　　扶養控除対象となる条件　☆

給与収入103万円以下　　　　年金収入158万円以下(65歳未満は108万円以下)

◇　「Ｃ　障害者等」

・1の障害者の欄は本人、配偶者、扶養親族それぞれの方が該当する場合に記入してください。

・2～5は本人が該当する場合に○をつけてください。

・寡婦（夫と死別後または離婚後に再婚せず、かつ扶養親族か生計を一にする子がある場合。または夫と死別後再婚せず合計所得金額が500万円以下の場合）

・特別寡婦（寡婦のうち、子がありかつ合計所得が500万円以下の場合）

・寡夫（妻と死別または離婚後に再婚せず、生計を一にする子があり、合計所得が500万円以下の場合）

# **３．◆配偶者特別控除申告書◆**

「給与所得者の保険料控除申告書」と兼用です。

◇　あなたの本年中の合計所得金額の見積額

本人の見積額を記入します（1000万円を超える場合、配偶者特別控除は受けられません）。

* 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(必ず記入してください)

　　右中段の Aの金額（給与所得のみの場合、収入金額から65万円を差し引いた額）

* Aの金額がある場合、　右下の配偶者特別控除早見表よりBの金額を記入してください。

☆　　配偶者特別控除を受けられる条件　☆

　給与収入103万円を超え141万円に満たない場合

☆　配偶者や扶養親族の所得金額を正確に記入されないと、後日追徴される場合があります。

配偶者の場合、パートやアルバイトであっても2年分さかのぼって追徴され、追徴金額が数万円となることもありますので、特にご注意ください。

# **４．◆平成28年分　給与所得者の保険料控除申告書◆**

◇　あなたの氏名、住所、生年月日を必ず記入してください(押印が必要です）。

◇　生命保険料、損害保険料等は控除証明書が必要です（領収書等は不可）。

◇　平成24年1月1日以後に契約締結した生命保険契約等について､介護医療保険控除が創設され、一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の対象となる契約に係る保険料の適用限度額が､それぞれ所得税4万円（合計適用限度額が12万円）に変更になりました。また平成23年12月31日以前に契約締結した生命保険契約等に係る控除については､旧制度が適用されます｡

* 一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険控除の区別は控除証明書に記載してあります。
* 損害保険料は旧長期（保険期間が10年以上、満期返戻金のあるもの）2万円、地震保険料は5万円が限度です。損害保険料控除の控除額は、地震保険料と旧長期保険料合計で最高5万円です。

★　旧長期損害保険料とは平成18年12月31日までに保険契約を締結し、平成19年1月1日以後に契約等を変更していないものに限ります。

◇　社会保険料は国民年金、国民健康保険等を本人が支払ったものです(扶養家族の分も含めることができます）。国民年金の分については証明書が必要です。

◇　小規模企業共済等掛金控除は、証明書の添付が必要です。

# **５．住宅借入金等特別控除申告書**

◇　申告書とともに、金融機関等発行の住宅取得資金に係る年末残高証明書が必要です。

◇　連帯債務者のいる場合は、負担すべき割合または、金額を明記し、連帯債務者の住所、氏名の記入と押印を受けてください。

◇　今年新たに住宅を取得された方は、ご自身で確定申告してください。

◇　年末調整に書類が間に合わない等の場合、確定申告でもかまいません。

# **６．中途入社の場合**

◇　前職の有無を明確にし、本年中の前職分の源泉徴収票を全部添付してください。

◇　前職分の源泉徴収票がない場合は、ご自身で確定申告を行ってください。